

会

議

午前10時 0分開議

議長（佐々木嘉昭君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、10番 小林弘次君であります。

ここで、行政視察報告について申し上げます。10月17日から19日に実施されました建設常任委員長の行政視察報告書をお手元に配付してありますので、ご覧ください。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第70号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議第71号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第72号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について、議第77号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第78号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第9号）、議第74号 平成16年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第75号 平成16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第76号 平成16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、閉会中の継続審査になっております発議第6号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定について、以上10件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、厚生経済常任委員長、嶋津安則君の報告を求めます。

16番。

〔厚生経済常任委員長 嶋津安則君登壇〕

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） おはようございます。

厚生経済常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定しましたので報告いたします。

記。

1．議案の名称

1) 議第 73号 平成 16年度下田市一般会計補正予算(第 9号) 本委員会付託事項

2) 議第 75号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算(第 2号)

3) 発議第 6号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定について

2．審査の経過

12月 13日、14日の 2日間、第 2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、藤井観光商工課長、金崎農林水産課長、糸賀健康福祉課長、村嶋環境対策課長の出席を求め、また、閉会中にも発議第 6号の審査を行い、伊豆保健所の担当課長の出席を求め、県要綱の現状や、その取り扱いについて見解等を聴取し、さらに、市当局より村嶋環境対策課長の出席を求め、参考意見を聴取の上、慎重に審査を行いました。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりでございます。

3．決定及びその理由

1) 議第 73号 平成 16年度下田市一般会計補正予算(第 9号) 本委員会付託事項。

決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めました。

2) 議第 75号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算(第 2号)。

決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めました。

3) 発議第 6号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定について。

決定、否決。理由、一般廃棄物以外のものについては、現行の県の要綱において対応が可能であると判断したわけでございます。

以上で報告を終わります。

議長(佐々木嘉昭君) 厚生経済常任委員長は、自席へお戻りください。

次に、発議第 6号については、沢登英信君から会議規則第 98条第 2項の規定により、少数意見報告書が提出されております。

少数意見者の報告を求めます。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） それでは、少数意見の報告をさせていただきます。

12月 14日の厚生経済常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会義規則第 98 条第 2 項の規定により報告します。

1．議案番号

発議第 6 号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定について。

2．意見の要旨

檜沢林道沿線の産業廃棄物処理業者 2 社によります違法営業は、昭和 62年から県が処分業の取り消しをしました平成 1年 4月まで続けられ、次々事件が引き起こされ、22万立方メートルもの都会のごみが持ち込まれる結果となりました。

大都会から 1日 200台を超す大型ダンプカーが昼夜を問わず連 なってきていました。焼却能力以上のごみを持ち込み、大賀茂、大沢地区には粉じん、飛灰が降り注ぎ、ミカン畑、あるいは柿畑を初め、飲み水にしている井戸まで汚染する現状でありました。

大沢の無名川は、雪のように泡が立ち、生き物はミミズの類まで死に絶え、温泉源汚染の心配もせざるを得ない現状であります。下流の稲生沢川をも汚染しました。また、3度も自然発火によります大火事もありました。

焼却炉からの排ガスは、ダイオキシン・塩化水素を含み、これは塩酸になり、酸性雨により周りの木々を枯らし、東京電力の送電線をも切断する事件があり、平成 10年 8月 12日から 13日まで夏の真っ盛りに 2時間もの下田市の一部及び南伊豆町全域が停電となりました。そして今なお不法投棄されましたこのごみは、きっちり処分されているとは決して言えません。したがってこのようなごみ廃棄物公害を再び引き起こしてはいけないとの思いは、市民共通の認識であります。

平成 16年 4月 27日で県の産業廃棄物業の取り消しから 5年間が経過し、再度、この処分業の許可申請ができることになりました。Y社から 7月に処分業許可申請が県に出され、県は 9月 1日付で不許可にしております。しかし県は平成 15年 9月、Y社の焼却炉につきましては、ダイオキシン等の排ガス検査を通ったと、その施設基準を満たしたので運転してよいとしているわけでございます。したがってY社は自社ごみを燃やしております。新たな許可業者がこの焼却炉を使うことができる状態であります。O社は解体業者として営業しており、大賀茂細窪には用地を所有しております。また、ごみ廃棄物公害は、檜沢にとどまらず、知らないうちに引き起こされる可能性があります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以下「法」と言いますが、が強化されたとはいえ、

今月、この9日にはスルガ産業が沼津市西野の山林に 35万立方メートルもの産業廃棄物を不法に投棄した事件が報道されておりました。法の穴がふさがれているとは言えない現状であります。

そこで、静岡県では法が定めている排出者の責任を担保するため、「静岡県県外産業廃棄物の処理に関する指導要綱」をつくり行政指導しているところであります。

法の抜け穴が一時保管ということであり、自社処分ごみに対する規制の不備であります。焼却炉や破碎施設や最終の処分場、埋立地に対する施設基準や収集運搬、処理業に対する許可制はありますが、持ち込みに対するチェックはないに等しい現状であります。伊豆保健所の薬務環境課長も、この県の指導要綱の指導性を認めているところであります。

そこで、この市外廃棄物の処理に関する条例は、県の要綱に倣い県が行政指導していない県内からの持ち込みごみについても、その量・質・処分方法等を事前に協議して、市が行政指導を行うものでございます。

この具体的な例としましては、横浜や東京、大都会から持ち込んだごみを御殿場のY社の破碎施設に持ち込み、そこで破碎をすると、中間施設をしたので、これはもうY社の自社ごみである、こういうことで御殿場から下田の大沢の檜沢に持ち込むと。自社ごみであるので、何らのチェックする法的な体系がないと。こういう具体的な現状が実例として挙がってきているわけでございます。

そこで、この市外廃棄物の処理に関する条例は、県の要綱に倣い県が行政指導していない県内からのこの持ち込みごみについても、その量・質・処分方法を事前に協議して、市が行政指導しようとするものでございます。要綱ではなく条例として、地方分権一括法の制定により要綱行政ではなく条例にすることがこの法によって求められているからでございます。

法が区分しております一般廃棄物、産業廃棄物は、その処理責任者が自治体であるか、あるいは排出者であるかを明確にしているのであって、ごみによる公害は何ら区分がないわけです。また、一定の条件のもとで産廃施設で一般廃棄物のごみを処理することが法的にも認められております。パソコンやIT機器、あるいはプラスチック類が廃棄物として多く排出されている現状となっております。

この条例制定の意義は、ごみ廃棄物公害を許さない下田市であること、そのため納得のいくまで業者と話し合い、協議を重んじる市であること。市民の財産である美しい自然を守るため、市民みんなが協議し合う観光立市のまちであることを宣言することにあると思います。

したがって、法や県の要綱の趣旨をより進めるものであります。何より事前に協議するこ

とにより、業者の納得の上でごみ廃棄物公害を防止するものであります。協議もしない悪徳不法業者には条例違反の業者として県と協力し、法的措置がとりやすくなるものであります。

最後に、市は法的権限を持っていないから条例を制定しても実効性がない、県や国に任せべきであるとの無用論は、まさに無責任者論であります。

市当局や住民が自ら情報を得て、業者と協議して解決していくことこそ住民参加のまちづくりであります。

再び廃棄物・ごみ公害を起こしてはいけないという住民共通の認識を否定する者は、その責任を問われることになるものであります。

行政は、まさに耐えがたいほどまでに被害が出て初めてこの住民運動と住民の訴えをバックに行政指導をするというのが今までのケースでありました。

〔「あれでいいじゃないか」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 静粛にお願いします。

1番（沢登英信君） 「市外廃棄物の処理に関する条例」は、起こるであろうごみ公害に対するため、住民共通認識の上に共通の協議手段となるもので、ぜひ可決すべきもので、以上報告いたします。

最後につけ加えさせていただきます。報告は文書報告のみではないと、当然議会で報告者の報告したい内容を報告させていただくわけでありまして、ご理解ください。

以上で終わります。

議長（佐々木嘉昭君） 厚生経済常任委員長は登壇願います。

〔厚生経済常任委員長 嶋津安則君登壇〕

議長（佐々木嘉昭君） それでは、厚生経済常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

14番。

14番（増田榮策君） 発議第6号の市外廃棄物の処理に関する条例の制定についてお尋ねいたします。

この条例の制定については、皆さんもご存じのように下田市以外からの持ち込みに対してこの規制、要するにある程度の報告義務を生ずるというものでございます。

ところが、この下田市政をずっと見たときに、廃棄物のこの処理に関する、要するに一般廃棄物以外の産業廃棄物、こういったものの現行でございまして、この処理についてこれまでは委員長報告では、現県の要綱に基づいてその対応が可能であると、こういうふうな報告でございまして、私が見るところ、今までのこの廃棄物の問題が発覚した時点においては、

ことごとく住民がその告発をしてから初めて行政や県が対応してきたといういきさつがあるわけですが、本当に一般廃棄物以外のものについては県の要綱で対応できるのかどうなのか、その点を1点お聞かせください。

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） お答えいたします。

県の保健所のほうから、課長さん及び主幹が来まして、委員会で継続審査を行ったわけですが、たゞいま、住民の告発後でないと今まで動かなかつたと、こういうことではございまして。そういった形の中でやはり委員の中から、県の要綱だけで対応できるのかという形の質疑が幾つか出されてまいりました。

県としましては、平成13年度に法改正になり、従来のもとは全く違つた形の中での厳罰を科すことができると、また、営業停止及び違反した者に対しては取り消しとか停止何十日という形の中で即対応ができますという形の中で、やはり今心配されております目でございますけれども、県の方としまして、8名のモニターに依頼いたしまして、祝日土日関係なくパトロールを継続しております。そういった中で、そういったものが起きないような形の、事前の対応を従来以上に実施してまいりますと。

また、条例が今回発議で出されたわけですが、県としましては、この条例をすることによって、従来スムーズに流れていたものがまた途中で流れなくなる可能性も出てくるというような形の中で、県としては、県の要綱において厳重に今後取り締まっていけますのでお願いしたいと、こういうふうな形の言明をされました。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） そうしますと、今の委員長のお答えになりますと、県の要請に基づいて、この条例があるとスムーズに流れないということではございませうか。今の質問だとそうだと。

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） いや、そういう意味ではございませぬ。

基本的に、我々が今回審議したのは、一般廃棄物と産業廃棄物のまざつた形の中での内容でございますが、一般廃棄物はもう現在の条例がございませぬ。産業廃棄物におきましては県の要綱で十分対応できるのではないかと、ですからこの条例をあえて市の方がつくる必要はないと思ひますよというふうな形のこととも言われております。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） そうしますと、はっきりここでちょっとご質問したいのは、県がこの要綱でできるからこの条例については必要ないと、そういうふうにはっきり申したわけ

ございますか。その点をはっきりしていただきたいと思います。

要するに、この審査の過程で、県が、県要綱についてこれで十分取り締まれるからこの条例は要らないということでこれを否決したわけでございますか、委員会としては、委員会の審議そのもので要らないということで結論が出たのか、その辺のところをはっきりしていただきたいと思います。

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、県の課長さんを招きまして聴取した中で、ここで議事録ございます。議事録を読み上げさせていただきます。

いろいろな流れを見たときに、産業廃棄物の処理を考えたときにあえて条例をつくるのは必要ないと思いますと言明しております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 他にありませんか。

13番。

13番（大黒孝行君） 若干重複、重なる部分もありますけれども、県要綱でも解決できるという話の中で、委員会でも少数意見の中にもありましたけれども、その結果起きている現実というものは、それは産業ですか、沼津市での産廃の不法投棄、容量以上の投棄がなされた。その他に国の対策というものは、水俣病から始まって、公害、豊島のごみ問題、薬害エイズの問題等、両庁対応的なことが起こってからでは対応ができない、そういう体質にあると言わざるを得ません。

それを踏まえまして、県や国、その上部機構の法令に基づく対応ではなく、市民の安心と安全、健康を守るのを第一義的な地方自治体が行わなければならない、そういう責務というものをどう構築していくか、それが今回の産廃問題にもございますが、そういう議論がどうなされたかお伺いをさせていただきます。

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） ただいまの13番議員の質問でございますが、我々がこの条例、発議の審議におきまして、いろいろな点で、とりあえずとにかく皆さんが心配したのは、二度とあの檜沢の問題のようなことが起きないようにということが大前提だったわけでございますね。

その中で、やはり市としましてはこういった形の発議が議会側で出てきたわけでございますけれども、県の方としてはとにかく今後違法な形で進めるものに対して断固として姿勢を示すと。現在のご心配されております箇所におきましても、完全に県の指導に従わなかった

場合には再許可は一切しないというふうな言明をされておりますので、そういった形の中で、県は要綱に従って今後そういった問題が起きない形で努力していくと。こういうことでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 13番。

13番（大黒孝行君） 今、県の意向・考え方・方向性、ある程度、お聞きして納得する部分もございますが、今後まだ国が環境との絡みとかいろいろまだ流動的な部分がありますもので、こういうときだからこそ、市として独自のものを我々は構築していく、市民に対して責務があると私は考えますが、その部分の説明が若干なかったものですから、もう一回お願いいたします。

厚生経済常任委員長（嶋津安則君） 責任、責務ですね、そういった形の中で。ただ、今回の発議が、一般廃棄物と産業廃棄物に両方にかかっておりまして、先ほども申しましたように一般廃棄物は市でちゃんと条例で制定しております。産業廃棄物におきましては、やはり県の要綱と県の許可問題でございますので、我々がここで例えば条例をつくることのできないわけではないでございますけれども、やはり上級法がございまして、しかもなおかつその審議の中で問題になりましたのが、下田市で産廃のそういった形の条例をつくっても、実効性がないと。また、もしその中でいろいろな規定をしましても、業者がそれに従うという形の義務的なものはございませんもので、やはり実効性がないという形の中で、その辺の問題は無理ではないかという形の結論に達したわけでございます。

よろしいですか。

〔「はい、以上です」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、厚生経済常任委員長に対する質疑を終わります。

厚生経済常任委員長は自席へお戻りください。

次に、沢登英信君の登壇をお願いいたします。

〔1番 沢登英信君登壇〕

議長（佐々木嘉昭君） 次に、発議6号に対する少数意見者の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、少数意見者に対する質疑を終わります。

少数意見者は自席へお戻りください。

次に、建設常任委員長、大黒孝行君の報告を求めます。

13番。

〔建設常任委員長 大黒孝行君登壇〕

建設常任委員長（大黒孝行君） 建設常任委員会の審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定をさせていただきますのでご報告を申し上げます。

記

1．議案の名称でございます。

1) 議第 73号 平成 16年度下田市一般会計補正予算（第 9号） 本委員会付託事項

2) 議第 76号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4号）

2．審査の経過でございます。

12月 13日、第 3 委員会室におきまして、議案審査のため委員会を開催しました。市当局より宮本建設課長、長友下水道 課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

あわせまして、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期したところでございます。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりでございます。

3．決定及びその理由でございます。

1) 議第 73号 平成 16年度下田市一般会計補正予算（第 9号） 本委員会付託事項。

決定は、原案可決でございます。理由は、やむを得ないものと認めさせていただきました。

2) 議第 76号 平成 16年度下田市下水道事業特別 会計補正予算（第 4号）。

決定、原案可決でございます。理由は、やむを得ないものと認めさせていただきました。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） ただいまの建設常任委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に総務文教常任委員長増田 清君の報告を求めます。

8 番。

〔総務文教常任委員長 増田 清君登壇〕

総務文教常任委員長（増田 清君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定いたしましたのでご報告いたします。

1．議案の名称

- 1) 議第 70号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 2) 議第 71号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 3) 議第 72号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 4) 議第 7号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5) 議第 78号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

6) 議第 73号 平成 16年度下田市一般会計補正予算（第 9 号） 本委員会付託事項

7) 議第 74号 平成 16年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

8) 議第 75号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） 人件費

9) 議第 76号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号） 人件費

2．審査の経過

12月 13日、14日の 2 日間、第 1 委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高橋教育長、出野市長公室長、高橋総務課長、鈴木税務課長、土屋市民課長、森学校教育課長、土屋生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりであります。

3．決定及びその理由

1) 議第 70号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 71号 下田市立小・中学校及び幼稚園 設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、修正可決。理由、施行期日の見直しを図るためであります。

3) 議第 72号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について。

決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めました。

4) 議第 77号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第 78号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 73号 平成 16年度下田市一般会計補正予算(第 9号) 本委員会付託事項。

決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めました。

7) 議第 74号 平成 16年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)。

決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第 75号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算(第 2号) 人件費。

決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第 76号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第 4号) 人件費。

決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

以上でありますけれども、補足説明といたしまして、議第 71号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についての修正は、附則の施行日を平成 17年 4月 1日から 1年間延長し、平成 18年 4月 1日にしたものであります。条例改正に伴う施行日が十分に配慮されたものとは言えないためでありました。

委員会といたしまして、教育委員会は幼稚園の統合及び廃園についてすべての施設の見直しを検討すべきである。そしてまた、幼稚園児の交流は今後もできる限り多く進めるべきであるとの提言をいたします。

以上でございます。

議長(佐々木嘉昭君) ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

14番。

14番(増田榮策君) 2点ほどお伺いいたします。

まず、議第 72号の下田市の公の施設における指定管理者の指定手續に関する条例の制定でございますが、原案ではやむを得ないものと認めたと、こういう委員長からの報告がござい

ました。

この議案説明におきましてもいろいろと質問がなされ、これは慎重にすべきであると、こういう意見もされたわけですが、委員長にお伺いしたいのは、指定管理者の指定を今回する場合、このメリット、そしてデメリットは何か。その1点をまずお伺いいたします。

次にです。議第73号の平成16年度下田市一般会計補正予算におきまして質問いたします。補正予算の25ページを見ますと、開港150周年記念事業、日露修好150周年事業でございますが、この予算を見ますと、2,37万7,000円、それで県の支出が減額になっていまして、259万5,000円、これ減額でございます。

そういった中で、日露修好150周年事業において、私の聞く範囲ですと、戸田、下田、富士とこの日露修好のイベントをやるということがあるそうでございますが、その内容についてはよくわかりません。聞くところによりますと、下田から80人程度小学生以上の人間を募集して、大体100円で保険料を払えばバス代も昼食代も配布されて、ただだと。そういうようなイベントだそうでございますが、私は、財政が厳しい厳しいという中で、県の支出も減額されて、この事業そのものがこれだけのものを出していく必要が本当にあるのか、市民のある程度の負担は私はやむを得ないのではないかなとは思いますが、この点の審議はどうされたのかお伺いいたします。

総務文教常任委員長（増田 清君） 公の施設、指定管理者の制度ですけれども、本会議でも議論がございました。メリットとしては指定管理者制度、民間の管理による管理費の低減、デメリットに関しましては今後どのような公の施設に関しましてどのような協定がなされていくかその辺の推移を見なければ、はっきりデメリットがどうかということはわからないという答弁でございました。

それから、一般会計の方の、日露の関係の富士、戸田村それから下田市の2市1村の記念事業を富士市で行うその経費につきまして、この80名の募集につきましては下田の代表で行かれる、言うなれば公式で行かれる、そういう中で観光に行くわけでもないし、ただ行って何かを見てくるということでもございません。そういうことでやはり皆さん、市の代表として行っていただくために弁当等食事等を出すというふうに説明がございました。

それから、今、議員が、開港150周年事業で県の方が減額になったと言いましたけれども、たまたま今年、T S L、下田から御前崎まで行く、3回行く予定が2回天候が悪くて行けなかった等のそのために減額されたという説明がございました。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） この指定管理者の制度でございますが、やはり経費削減だけではなく、これをした場合はこういうデメリットもあるのではないかという審議をされなければ私はちょっとおかしいのではないかな、やってからでなければデメリットはわからないなんていうのでは、この条例の、やはり根本の点でちょっとおかしいのではないかなと、私はこのような気がしますが、それを今、委員長に質問したところで答えられないと思いますが、今後どのようにしてこの指定管理者の選任をするのか、その1点だけお聞きしておきます。

それから、開港150周年の日露の事業でございますが、委員長は下田市の代表と言いましたが、やはり予算の厳しい折、私は相当応分の負担はやむを得ないのじゃなかったのかなと。キャップ方式によって経常経費が30%も削減する中で、この事業だけがたった100円の保険料でバスに乗って富士市に行ってイベントを見て、会場でどういう話を聞くかわかりませんが、それで帰ってきて、まあ下田市の代表で参加しましたと。これは、この点はいささか私は行財政改革の趣旨に逆行するものではないのかなと。この点、委員会でこの点について何か質問が出なかったのか、その点だけお聞きいたします。

総務文教常任委員長（増田清君） 指定管理者につきましてのメリットですけれども、どうして指定管理者を選定するのかということでしたけれども、当局の方から指定管理者を選定するについては、その施設の運営並びに企画などについてちゃんと提出を求め、それによって審査をしていく。そういうことですから、今の施設がより市民の方々が利用しやすくなるようになればというふうに委員からの質問もございました。

それから、日露のこの事業ですけれども、確かに委員からもこういう厳しいときだからどうかという話もございました。しかし、下田市としては、やはり市民の代表で行く、それからこの日露、下田市にとって日米とともに大事な事業であります。今後の観光の事業のためにもやはり下田市としては大切であるという説明がございましたので、我々はやむを得ないものと認めました。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 他にありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 議第7号の下田市小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定の修正案についてお尋ねしたいと思います。

この浜崎幼稚園を廃止することにつきましては、9月の議会におきまして、増田総務委員

長の方にこれは条例違反であると、きっちり募集をするように、こういうことはどうなっているのかと質問をしました。委員長の方からは、9月の下田の広報には載せなかったけれども間もなく募集をしますと、こういう答弁をいただいたわけではありますが、この募集がされていない、こういう現状になっていると思うわけです。これは、委員長の報告が間違っていたのか、それとも総務委員会の中で審議されていたことを、当局が答弁したことを実施をしなかったのかということになるかと思いますが、どちらであるのか明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

2点目は、私はこれは廃案にすべき、撤回すべき案であると、その理由は法に触れているからだと、こういうぐあいな話をしたわけでございます。なぜ撤回でなくて、18年4月までの1年間の延期ということについては一定評価をしますが、本来であればこれは当然撤回をしていただいて否決して、議会として新たに幼保一元化の問題については検討し直すと、こういうのが本来の筋であると思うわけでございますが、それを否決せずに修正というような形になぜされたのか、2点目の質問でございます。

さて、3点目は同じところでございますが、地方自治法 24条公の施設の項目を読み上げさせていただきたいと思いますが、この項目に明確に違反しているわけでございます。

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。2としまして、普通公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。この浜崎幼稚園を廃止しようというのは当局の考えでありまして、議会や市民全体に納得している状態ではないわけでございます。設置条例によって浜崎幼稚園が設置されていると、こういう状態の中で、当局はこの施設の利用を拒んだということになっていると思います。3点目としまして、普通地方公共団体は、住民が公の利用をすることについて、不当な差別的な取り扱いをしてはならない。浜崎幼稚園だけ募集をしないというようなことはまさに不当な取り扱いであると思うわけでございます。このような点から法違反、条例違反であると指摘をしたところでございますが、この点をどのように考え、どのように委員会として審議をしてきたのかお尋ねをしたいと思います。

さらにこの点についてつけ加えますと、県の教育委員会あるいは県の見解を市として問い合わせたということで答弁の中でございましたが、結論から言えば、県の見解は条例違反ではない、その内容は設置と運営は別個であると、こういうような言い方をしております。浜崎幼稚園の設置とその運営が別個であると、条例よりも当局の執行権が上回っていて自由に

していいなんていうのは、理解はできないと思うわけでございます。

教育委員会に聞いてみたが、法には抵触していないと、議決事件ではないと、的外れな回答を県から得ているわけでございます。このような点についての吟味がされたかどうかを再度質問をいたすものでございます。

それから、議第 72号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例の制定でございますが、これはまさに公の施設を株式会社に代行、言いかえれば請け負わせていいという、そういう仕組みを開くものであると思うわけでございます。そういう意味では、手続条例でどなたがこの代行をするかということを決めていくことになるわけですから、どのような形で選考していくのか、きちり公平に選考がされるということが一番大事なことであると思うわけです。ところが、この条例では選考委員会が規則で定めると、当局の一方的な考えのもとに選考することができる、こういうことになっているわけでございます。したがって、選考委員会をきちりこの条例規定の中で、手続条例の中にうたうべきであると主張してきたところですが、このような観点がどのように議論をされたのか。しかも、代行とは言いながら、まさに請負と同じような形態になるわけでございます。

例えば今、県は北高と南高の統廃合、新たな高校を北高跡地につくろうと考えておるようでございますが、PFI というような手法で業者に建設をさせて、なおかつその高校を代行するというようなことも視野に入れているわけでございます。請負といえば、建物をつくる、道路をつくるというだけで、あるいは橋をつくるというだけで終わろうかと思いますが、さらにそれらの日常的な公の施設の管理までさせると、こういうことに道を開くことになるわけでございますので、当然請負と同じように市長関係者あるいは議員関係者が会社側の役員をしていて、利益誘導をするというようなことがあってはならないと思うわけでございます。そういう人にかかわるものの欠格条項といいですか、兼務をきちり禁止する条項をこの当局提案の中ではうたわれていないわけでございます。これもまた一般質問の中で指摘をしたところでございますが、これらのものはどのように議論をしたのかと。

さらにこれらの運営については、それぞれの施設ごとに条例をつくって行っていくということでございますが、現在、市の方にありますのはこの施設の利用促進委員会といいですか、そういうものが昨年、施設ごとにあったものが一つにまとめられたと思うわけでございますが、これらの組織とそれから当然運営委員会といいですか、そういうものを一般市民を交えた運営委員をつくり、市民の監視の目にさらすと、情報公開をしていくというようなことが当然求められると思うわけでございます。情報公開あるいは市民の監視の目をこの条例の中

できっちりと進めていくというようなことが、当局が出されましたこの案で実現ができるのか、甚だ疑問に思うわけでございます。それらの一項を当然この条例案の中に、修正しつけ加えるべきものであると。しかも 18年9月までの猶予の期間があるわけですので、わずか一日二日の審議で結論を出し可決するというような内容のものではないと。十分に議論をして株式会社下田市にならないような、そういう保証がどこにあるのかということがこの条例の中にきっちり、公の施設を市民の福祉の増進のために、民間に代行していただくにしても実現ができるという、こういう観点と柱がこの条例の中に必要と思うわけでございます。これらの議論がどのようになされたのか質問をいたします。

さらに、先ほど増田議員の方から質問がされておりました開港 150周年に絡みます日露修好 150周年記念事業、65万5,000円の補正が出ていますわけですが、オープニングイベントに出す2台80人参加すると、これ結構であると思うわけでございます。市の代表というからはやはりオープニングイベントに参加された人たちがこの日露修好 150周年のそれぞれの企画や、持ち帰ってきてこの運動といいますか行事をより広げていく、厚みのあるものにしていく、こういうことが必要であると思うわけでございます。

ところが、ただ単に補正予算を出して100円出してもらってバス2台で小学生以上の方に公募して行ってもらうんだと、こういう観点だけでは私は不十分であると思うわけでございます。まさに開港 150周年に続いた実質的な日露の 150周年でございますので、市民に支えられたそういう仕組みにしていかなければならないと思うわけでございます。

既に 150周年の方はきっちり6部会を持ち、それぞれの部会に受けとめられて進めてきているわけでございます。何か行政主導でお茶を濁せばいいというような企画であってはいけないと思うわけでございます。日露友好の交流会、3,500円、20人をかけて何人かのそれぞれの方が参加されるというような企画だけであっていいのか、こういう議論が本当の意味での日露修好 150周年を成功させるために、どういう観点が必要であるのかということが議論されたのかどうなのかお尋ねをしたい。

もししていないとすれば、やはりこれは練り直すべきそういう予算の内容ではないかという思いをつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 質問者をお願い申し上げます。ここで10分間休憩したいと思います。

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 1 番議員、よろしいですか。

ここで 10 分間休憩いたします。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 5 分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの 1 番議員の質問に対し、総務文教常任委員長の答弁を求めます。

〔総務文教常任委員長 増田 清君登壇〕

総務文教常任委員長（増田 清君） それではお答えします。

浜崎幼稚園の募集につきまして条例違反ではないか、それについて委員会でもう審議したかという話でございますけれども、これは本会議でも申し上げましたとおり、当局から申し上げたとおり、条例違反ではないという県の見解がございました。よって、我々はそれについては審議をいたしませんでした。

そしてまた、募集についての 9 月の議会の関係ですけれども、我々はその 9 月の議会ときに訂正をして、ちゃんと言ってほしいという話をしました。当局は、地元の方々に説明及び回覧等で徹底をするという話の回答がありました。

それで、来年 4 月を、1 年何で修正したかという質問でございます。これにつきましては、議員の中からも過去浜崎幼稚園は少ないから見直したらいいんじゃないかという意見もございました。たしかそういう記憶がございました。そういう中で、やはり見直しは、突然というか急に行うべきではなく、やはり地元の方々、父兄の方々、そして地元の住民の方々の意見をよく聞き、住民総意の形で行うのが一番いいだろうという意見がございました。そしてまた、来年 3 月には幼保一元化の国の方針も出ます。そういうことで、先ほど見直しをすべきだという提言をいたしましたけれども、いつと言えませんが来年早々です、来年早々、教育委員会の方から見直しがあるものと期待をしております。

それから、公の施設の管理の方ですけれども、1 つは選定委員会、これは市役所の中に助役が頭となって委員会を設けると。

なぜ公表しないかということです。で、これを選定するに当たりまして、民間会社等の経営審査などの内容で、やっぱりこれはプライバシーにかかわる資料が提出される、そういうことで秘密、そういう個人情報のプライバシーを守るために言うならば役所の中で行う、そういうことでございます。そしてまた、公の施設につきましては、公の施設の条例及び規則

をつくり、条例は議会の議決が必要ですし、そういうことがありまして、その時点でやはりそういうプライバシーにかかわる問題以外の情報の公開は されるものと考えております。

そしてまた、さきに言いました請負になるのではないかということです。請負ではなくて、これはあくまで協定、市と民間会社の協定で管理は行われるものという説明がございました。委員会の委員の中からも、妥当なというか市民サービスにもし支障が起きたらどうするかという話もございました。それについても、個々の施設の一つの契約の中でしっかりと決めていくという説明がございました。

もう一点、請負であるのでそういう関係者の排除についてどうするかということですが、それについて当局からは、現 在行っております請負の契約の中での条項を適用していきたいという話でございました。よって、そういう関係者が役員をやっておられる会社はできないというような形になるかと思えます。いずれにしても、それもまた、公の施設の管理の上の指定管理者制度についてのこの説明があるのではないかと思います。

以上です。

他、何か。質問、何かあったと思うんですけども、ちょっとまとまりがつかないんですけども。

〔「ロシア」と呼ぶ者あり〕

総務文教常任委員長（増田 清君） 日露の方は、やはり委員会としても、議員も申しますように、この厳しいときですね、やはりこういう一つの食費については支給すべきではないという話もございました。しかし、この忙しい中、皆さんに行っていただく。そしてさきも申し上げたとおり観光事業でございませんで、イベント事業に出席する、そういうこともございまして、若干ではございますけれども、支給させていただきたいという当局の話がございました。弁当代として約6万ちょっとですか、その程度だということでございますので、委員会としては了承いたしました。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） 1点だけ再質問させていただきたいと思えます。

実は9月の議会の中で、増田委員長の方から、浜崎幼稚園の園児の募集については9月の広報に載せなかったけれども、追ってすぐに募集をするということで委員会の中で当局の方から確認を得たと、このような報告をいただいたと思うんですけども、それは間違いのないわけですね。それを、今の報告ですと、当局のほうはそう報告したのにもかかわらず、募集

ではなくて説明ということで切りかえたと、こういうことで、そう理解してよろしいですか。

その点だけ1点、再度お尋ねします。

総務文教常任委員長（増田 清君） 募集の方法はいろいろとあると思うんです。

それで、我々は地元の方から誤解を受けないような募集をすべきだという話をしました。そういう中で当局から、地元説明、地元の関係者に説明して、なおかつ回覧はどうなったか確認はしていませんけれども、回覧等で周知徹底をすると、そういう説明がございました。

以上です。

1番（沢登英信君） 実は、徹底の方法は僕も評価するものでございますけれども、このような措置の経過の中で、なかなか応募しにくいという状況が、1年先にはもう終わりだというようなことをうたわれているわけですから、そういう結果のところについては、お母さんの思いや地元の人たちの思いがどのように審議されたのかということに考えをいたさなければならぬと思うわけです。そこら辺の議論はどうされたかお尋ねします。

総務文教常任委員長（増田 清君） ちょっと答弁が外れるかもしれませんが、言うなれば幼稚園で幼稚園児、1クラスというんですかね、何人ぐらい必要、何人ぐらいが妥当かという話に最後になりました。それで、委員からは、では何人が妥当かという話もございました。妥当性、これは大切なことだと思います。よって、先ほど申しましたとおり、やはり市内のそういう幼稚園の見直しすべきだという提言をしたわけですが。

そういうことと、もう一つは、やはり教育委員会として、ではこの幼稚園教育を今後どうするかと、どうしていくんだという一貫性ですか、それが必要じゃないかということで我々はこういう結果に至りました。

議長（佐々木嘉昭君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

以上で、委員長報告と質疑を終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第70号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第 70号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第 71号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は修正可決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 次に、原案と委員会の修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 次に、委員会の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

2番。

〔2番 土屋 忍君登壇〕

2番（土屋 忍君） それでは、修正案に対する賛成の意見を述べさせていただきます。

このたびの条例の一部改正案は、少子化の進む中、幼稚園生が全体で 12名となり適正規模を欠いており、また幾つかの観点から浜崎幼稚園を廃園とし、下田幼稚園に統合することが望ましいとのことでの条例改正でありました。

市長、教育長はこのことを突然決めたかのごとく9月 28日に父兄への説明会、12月議会を経て、来年4月1日より実施の段取りをとったわけではありますが、驚いたのは、今年4月に入園式で園長先生から3年間責任を持ってお預かりしますとの話を聞いたお母様方であったわけであります。何としても廃園はしないように、だめであっても最低1年ぐらいの猶予はとの声が出てくるのは当然であったと思われまます。

最終的に出された修正案では、浜崎幼稚園の統廃合はこの1週間激論を重ねた中での苦渋の選択であり、やむなしとの結論であります。施行を平成 18年4月1日と定めるものであり、この間に地元の父兄の皆様との十分な話し合い、またこの廃園が廃園だけに終わるので

はなく、下田市全体の幼保の進み方を考える大事なときととらえ、私は修正案に賛成をするものであります。

以上であります。

議長（佐々木嘉昭君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第 71号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定については、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 72号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 現在の自治体の管理してきました公の施設の民間へのいわゆるこの代行制度は、まさに行政の市場化と言えらると思うわけでございます。

自治体の財政危機につけ込んで、つけ込むような形で財政再建の手段にしようとしているわけでございますが、財政再建はいわばご案内のように、政府が進めてきましたこの短絡的

な問題の結果であると思うわけでございます。

財政再建はある一定の期間の短期的な問題でございます。それを今後、一般を市場化し選択し株式会社に代行させると、こういうことの法改正が成ったわけでございますので、やはり公の施設としてのこの本来の目的、住民福祉のためにこれが株式会社に委託されても保障がされると、こういうことが必要であると思うわけです。

子供の発達は例えば乳幼児の問題等々含めましても、あくまでも市民をお客さんとしてとらえる、あるいは消費者としてとらえると、こういう位置づけになる心配があるわけでございます。まさに、住民は主権者としてこの下田のまちづくりの多きに参加する一人である、こういう位置づけが公の施設の中ではきちりうたわれているわけでございますので、当局が出しておりますこの原案のままでは、これらの保障が十分確認がされない。憲法の定めております人権と社会権のじゅうりんがこの条例によって進められる可能性というのは十分あると思うわけでございます。

下田市株式会社にならないような、そういう枠組み、歯どめがきちりとしていく必要があると思うわけでございます。そういう点でこの条例は審議不十分であると、否決すべきものとするものであります。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例は地方自治法の改正に伴って行われるものであります。この法の改正は、役人が管理を行えばともすれば事務的になり、住民サービスの向上を怠ったり、また施設の活用が十分に図れない、経費の節減等に努力する面、こうしたことを考えると、民間の活力を図り今以上の住民サービス、施設の活用を図るために行われるものであります。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

3番（伊藤英雄君） また、施設によっては指定管理者制度を使わずに、これまで同様下田市が直接に運用した方がよい施設もあります。すべての施設が指定管理者制度に変わるわけではなく、指定管理者制度を活用した方がよいのか、あるいはこれまでどおり市が直接管理をした方がよいのか、十分に検討をし、その施設の目的、施設の現状、こういうものを考え、指定管理者制度を活用した方がよい場合に限り指定管理者制度を活用して施設の管理を指定

管理者に任せるものであります。したがいまして、住民サービスの低下が行われるのではないか、あるいは効率一辺倒になるのではないかというようなことは、1点目にまず指定管理者制度を使うか使わないかというところでフィールドがかかります。

また、管理を行わせるに当たり、その利用料金なり使用方法についても厳しい審査を行い、その中で指定管理者に行わせるものであります。実際に公の施設において指定管理者に行わせるかどうかは議会の議決も必要としているのであります。したがいまして、議会において厳しいその調査ということも可能であります。

これからの公の施設は、より一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減もまた図っていかねばなりません。このためには、民間活力を生かしながら一定の制限を設けて自治体が住民のために施設の活用を図るべきだと思い、条例に賛成するものであります。議長（佐々木嘉昭君）他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君）これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君）起立多数であります。

よって、議第72号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第77号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君）討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 77号 下田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 78号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり決することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 78号 下田市職員の給与に関する条例及び下田市水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 73号 平成 16年度下田市一般会計補正予算（第 9 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 73号 平成 16年度下田市一般会計補正予算（第 9 号）は、委員長報告ど
おりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 74号 平成 16年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を討論
に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 74号 平成 16年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 75号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 75号 平成 16年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 76号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 76号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、発議第 6号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定についてを討論に付します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は否決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

14番。

〔 14番 増田榮策君登壇 〕

14番（増田榮策君） 私は発議第 6号に賛成する立場で発言をいたします。

まず、委員長報告でありましたとおり、決定理由は、一般廃棄物以外のものについては現行の県の要綱においてもその対応が可能と判断したわけですが、これに対しまして少数意見の報告書も出されました。

これまで、下田市外におきましては、産業廃棄物問題は檜沢周辺以外でもなく、市内至るところでこの問題があるわけですが。そしてことごとくこの産業廃棄物問題は市民からの苦情や指摘について出た時点で行政があわてて対応しているのが実態でございます。しかも行政が独自にこれを調査し、発見し、その不法に対処したということは私はまだ聞いていないわけでございます。

全国的な流れを見ても、この産業廃棄物問題の流れは、住民の告発や行政への住民の働きかけで初めて対応し、マスコミで大々的にこれを取り上げられ、初めて国や県やそして自治体が動き出すという経過があるということを忘れてはいけないわけでございます。

本当に今回のこの条例制定について県に実行力があれば私は必要ないものと考えますが、実際には、市につくられました独自の条例で初めて住民が安心できることであるわけでございます。これまでの県の対応はこれらの点を踏まえましても、実に不透明であり、納得できるものでないと私は考えます。

市の独自性は絶対必要でございます。

よって、本条例に私は賛成するものでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 次に、原案に対する反対意見の発言を許します。

4番。

〔 4番 土屋雄二君登壇 〕

4番（土屋雄二君） この条例は、昭和 62年から平成 1年 4月まで市内檜沢林道周辺で起き

た県外廃棄物が大量に持ち込まれ、不法に焼却または埋め立てが行われたことを教訓に、二度と起こさないために出された条例案だと思いますが、県も以前のようなトラブルが起きないように数回にわたる法令の改正によりパトロールの強化や水質調査を行っており、今後も業界に対し以前に比べてはるかに強い指導體制で臨むと、しっかり対処していくとっております。

平成 13年度以降、県外からの持ち込みはないとの報告を受けており、下田市は焼却灰と一般廃棄物、下水道の汚泥の産業廃棄物の最終処理を市外の業者に委託し、魚のあらにおいて市外の処理業者に委託しております。下田市の一方的な条例制定に問題があると思えます。

しかも、合法的に行われておる県の要綱に合っているものは、二重チェックになるわけです。市内の業者が市外で仕事をしたとき、持ち帰って処理する場合等、多々あります。県では処分から 5 年を経過し、欠格要件が解除された業者の再申請を今年の 9 月 17 日付で不許可処分と決断し、県の強い意気込みが感じられました。

檜沢林道のようなことが二度と起きては困りますが、産業廃棄物は都道府県知事の許認可事業であり、市長にはその権限がありません。強制力及び実効性のない条例をつくっても、その意義を感じません。

よって、発議第 6 号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定について反対をいたします。議長（佐々木嘉昭君）他に討論はありませんか。

13番。

〔 13 番 大黒孝行君登壇 〕

13 番（大黒孝行君）まず、原案に対する賛成をした一員として、ただいまの反対討論にかかわりましてまた私の持論といたします議論を展開させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、先ほど 4 番議員さんが県の強い意思を感じられたと、許認可事項は県知事の範疇だと、そういう議論でございましたが、今、国の方向性といたしましては、地方分権の中で分権一括法にも示されるように、環境法が絡みの中で許認可を含めて国の関与、さらにまた地方自治体の独自性の担保をただいま議論しているところでございます。だから、かなり国の制度そのものが流動的な部分がございまして、その確立するまでの一定期間、我々市民は、例えばこのごみ問題を申し上げますと、ダイオキシン、ご案内のように 50 年その毒性は安定をしていく、サリンは 1 年でございまして。そうしたときに、ただいまの現法律でのこのダイオキシン規制は、カナダ等先進欧米国から見ますと、その土壌から育った作物は 10ピコ、

それ以下でないという法律もありません。日本ではこの基準が1,000ピコでございます。

さらにまた申し上げますと、ベトナムでの戦争でダイオキシンの枯れ葉剤散布された住民と同じ濃度で母乳からそういうダイオキシンが検出する、通常の2数倍の濃度で母乳に滞留するという、そういう日本の環境もでございます。それから申し上げましても、ぜひとも一歩も二歩も三歩も進んだ市独自のあり方を模索していく中で、我々の50年安定する、このダイオキシンの被害から子孫を守る、子供たちの未来を守る、そういう見地から議論を展開させていただきます。

まず、条例化する意義でございますが、いま一度この条例をしていくことでこの議会にご参集の皆様方の共通の認識を構築をしていく、さらにまた市民の皆さんの意識の啓発と意識の共有を図るの、その一点からも条例化する意義はあろうかと思えます。

また、先ほど申しました国の対応するあり方がまだ柔軟な現時点では、まず、このごみを環境を守るのを一つのテーマとして我々は真剣に取り組む、そのための今回の発議でございます。

また、市民のそうした心配と安心を守る、先ほど申し上げましたが、そういう観点からもぜひとも市民の悲痛な声というものを常に拾って条例化していく、そういう努力を重ねるためにも、ぜひともこの発議を通していただくべく賛成をいたすものでございます。

議長（佐々木嘉昭君）他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君）これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君）起立少数であります。

よって、発議第6号 市外廃棄物の処理に関する条例の制定については否決されました。

発議第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君）次は、日程により、発議第9号 行財政改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8 番。

〔 8 番 増田 清君登壇 〕

8 番（増田 清君） それでは、発議第 9 号 行財政改革特別委員会の設置についてご説明申し上げます。

下田市における行財政改革に関する総合的な調査 研究を行うことを目的とする特別委員会の設置を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 16 年 12 月 16 日。

提出者、下田市議会議員、増田 清。賛成者、同じく沢登英信、同じく土屋 忍、同じく鈴木 敬、同じく大黒孝行、同じく増田榮策。

提案理由でございます。下田市の行財政改革に関する調査研究をするためでございます。

地方自治法第 110 条及び下田市議会委員会条例第 6 条の規定により、下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

記。

1 名称、行財政改革特別委員会。

2 委員の定数、7 名。

3 調査事項、行財政改革の総合的な調査研究に関する事項。

4 委員の任期、1 年間とする。

5 設置期間、当該調査事項の目的が達成するまで設置するものとし、議会閉会中もなお調査研究のため活動できるものとする。

平成 16 年 12 月 16 日。静岡県下田市議会。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 提出者の説明を終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4 番。

4 番（土屋雄二君） 簡単な質問ですが、委員の定数ですが、7 名とした意義を教えてください。

8 番（増田 清君） それは代表者会議で決まりました。

よって、あなたの代表者の方から聞いてください。

〔 「名答弁」と呼ぶ者あり 〕

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

6番。

6番（渡辺哲也君） 特別委員会の設置について一言お願い申し上げます。

この行財政改革の特別委員会については慎重審議でお願いしたい、そしてまた、いろいろ議員の定数問題、報酬問題、いろいろとあると思いますけれども、そういう旨も慎重に審議することをお願いします。

8番（増田 清君） 今の議員の発言は、委員会がここで 皆さんも賛成でできた後、この委員の方々によりどういう事項に調査研究をするか決めることであるので、その旨をまた会派の代表の方にその意をお話ししていただければと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 議会で質疑の時間が与えられたわけではありますが、会派代表者会議で決定した事項は会派で話し合えばいいということであるならば、なぜ本会議で質疑の時間が設けられているのでありましょうか。その点お聞きします。

〔「それはだれにですか、私にですか」「うん、そうだ、それは そうだ、あなたに……」と呼ぶ者あり〕

8番（増田 清君） これは、いいですか、今回の特別委員会は皆さんの合意の上で決まったんです。合意の上で。それで会派に帰って検討してくださいという話が議長の方からございました。そういうことで、全員の賛成で決まったことですから、皆さんがこの特別委員会に賛成するとき、やはりそういうことにつきましては、会派の代表を通じまして会派の会合のときにお話を出していただくようお願いをいたしたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 質問の答えになっていないんですが。

ここで、質疑の時間が設けられたということは、質疑を行ってよいという議会の判断だろうと思う。それが、合意されたんだから会派で聞けと。それでは何のための質疑かということを知っているというのが1点であります。

それと、会派では特別委員会の設置については賛成しましたが、委員の定数については異論も出ております。会派というものは、すべてが一から十まで意見が一致したからではなく、おおむねあるいは大筋において賛成するが、個々の条件においては内部に異論もあり得るわけでありまして。それを、議会で質疑ということ で認められている時間と権限の中で、答弁を

避け、会派で話し合えというのは、この議会の質疑の時間に対する冒瀆ではないでしょうか。質疑の時間があれば、答弁者は誠実に答えるべきであり、他で聞けというような答弁は納得できるものではありません。

8番（増田 清君） 今の土屋さんの質問事項については、我々がこういう、皆さんのこの賛成者の名前ですね、名前の件でしたよね、たしかね、名前は出てきました。その過程のことは代表者の方から聞いたわけですね、賛成者の氏名につきまして。それについて我々が知り得るところではないと思います。

〔「答弁、答えていない。質疑の時間で質疑を答えないということに対する答えになっていない」「ですから答えているでしょう、そういうふうに。私、答弁していないわけじゃなしに、していますよ」「逃げているだけだ」「逃げるというより、答弁のしようがないんです」「答弁、質問に対して答えていないじゃないですか」「だから土屋さんの質問に対して答弁しております」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 休憩させていただきます。

午前 1 1 時 5 1 分休憩

午前 1 1 時 5 5 分再開

議長（佐々木嘉昭君） 再開いたします。

ここで、午後 1 時まで休憩いたします。

なお、各派代表者会議を開催させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

第 1 委員会室です。

午前 1 1 時 5 6 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

提出者の答弁を求めます。

〔 8 番 増田 清君登壇 〕

8番（増田 清君） それでは、土屋雄二議員の質問に対しまして、再度お答えをいたします。

定数 7 名となりましたのは、各派代表者会議において決定をいたしました。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

お諮りいたします。本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第9号 行財政改革特別委員会の設置については原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま行財政改革特別委員会を設置することが決定いたしましたので、ここで行財政改革特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。議長において指名させていただきます。

行財政改革特別委員会委員に、1番 沢登英信君、2番 土屋 忍君、3番 伊藤英雄君、8番 増田 清君、13番 大黒孝行君、14番 増田榮策君、17番 森 温繁君、以上7名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議がないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を行財政改革特別委員会の委員に選任することに

決定いたしました。

ここで、ただいま選任されました行財政改革特別委員会の正副委員長を互選していただくため、委員会を開催していただきたいと思います。

委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時 2分休憩

午後 1時12分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩中、行財政改革特別委員会を開催し、正副委員長の互選をいたしました結果、委員長に増田 清君、副委員長に大黒孝行君が選任されましたのでご報告いたします。

発議第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、発議第10号 治山事業（公共）の国庫補助負担を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

17番。

〔17番 森 温繁君登壇〕

17番（森 温繁君） 発議第10号 治山事業（公共）の国庫補助負担を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、治山事業（公共）の国庫補助負担を求める 意見書を別紙により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、林野庁長官に提出するものとする。

平成16年12月16日提出。

提出者、下田市議会議員、森 温繁。以下敬称を省略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく鈴木 敬、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく増田榮策。

提案理由、治山事業（公共）の国庫補助負担を求めるため。

内容につきまして、治山事業（公共）の国庫補助負担を求める意見書。

わが国の地形は急峻で、梅雨や台風の時期に 集中豪雨などの被害を受けやすい条件下にあ

り、荒廃した森林の再生等を通じて山地災害の復旧等を行う治山事業は、国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するために必要不可欠な事業であります。

山地災害が発生した場合、応急的に災害関連事業を実施しますが、その後の復旧及び災害防止は治山事業により行われており、これらは一体的に行うことが不可欠です。

折りしも今年は、集中豪雨、台風などによる災害が多発していますが、災害の発生は年ごと、地域ごとにばらつきが大きく、財政事情等に左右されることなく、広域的な観点から、災害の発生状況に応じた機動的・集中的な治山事業の実施が不可欠であります。

先般、地方6団体から提出された廃止して移譲すべき国庫補助負担金リストにおいて、災害復旧のための事業については、廃止移譲の対象外と位置づけられているにもかかわらず、補助治山事業の全てが廃止移譲対象となっているところであります。また、地方交付税等による確実な財政措置が前提となっているものの、その後の議論をみてもそうした措置が行われるか不透明な状況となっております。補助治山事業を廃止した場合、地域の財政事情によって事業の進捗が滞り、地域住民を始めとした国民の安全・安心が確保できない事態を招くことにならないか大いに懸念しているところであります。

このため、このような重要な国土保全施策である治山事業については、引き続き国と地方が連帯し、現行制度の下、災害の発生状況等に応じて、機動的に実施されるよう、要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月16日。静岡県下田市議会。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 提出者の説明を終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ご苦勞さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第 10号 治山事業（公共）の国庫補助負担を求める意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（佐々木嘉昭君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、平成 16年 12月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。どうかよいお年をお迎えください。

午後 1時17分閉会